

# 守ろう！ふるさとの環境 やめよう！ポイ捨て・不法投棄

環境衛生課環境衛生係 ☎0824-72-1398

## 後を絶たない 不法投棄・ポイ捨て

現在市内では、あらゆるところで不法投棄が見受けられます。特に、人気のない山道などには、多くの廃棄物が捨てられています。また、道路などへの吸殻や紙くずのポイ捨ても依然として後を絶ちません。ごみを放置することや、ポイ捨てなども不法投棄と同じく犯罪です。

## 環境や健康に悪影響

不法投棄された廃棄物は、風雨にさらされると汚水が染み出すことがあります。この汚水が土壌や地下水を汚染し、さらにはその水を飲んでいたり私たちの健康を害する恐れもあります。生活に深刻な影響が及ぶにも関わらず、「分別が面倒」、「ごみ袋はお金がかかる」、「みんなもやっているから…」といった理由で不法投



林の中に散乱するごみ

棄をすることは、自分で自分の首をしめているようなものです。

## 地域を美しく 不法投棄への取り組み

「自分たちの地域は自分たちできれいに」を合言葉に、不法投棄やポイ捨て対策へそれぞれの地域で取り組まれています。

本村町の本村美化組合は毎年2回、中山峠の旧道を中心

に不法投棄廃棄物の回収を実施されています。しかし、依然として不法投棄が減少しないとの声が聞かれます。

また、掛田町の掛田自治会では、道路法面の草木の伐採と合わせて不法投棄廃棄物の回収を実施し、再び不法投棄がされないようにと横断幕を掲げ、警察の協力のもと早朝に通行する車両へ不法投棄撲滅を呼びかけました。

いずれの活動も、市が取り組みを支援するために設けた不法投棄回収報奨金制度(※)を活用されています。

この他にも、団体で取り組みむごみ拾いには「ボランティア袋」を配布しており、地域をはじめ、学校や会社などで環境美化の活動が広がっています。

ふるさとの美しい自然を子や孫へ受け継いでいくためにも、一人ひとりが意識して、環境美化に取り組んでいかなければなりません。

※不法投棄回収報奨金制度の内容は表のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

支給対象区分	支給基準	支給率	限度額
回収作業に従事した団体構成員数割額	1人当たり1,200円	定額	36,000円 (30人を限度)
団体構成員が回収作業に使用した軽四貨物自動車台数割額	1台当たり2,100円	定額	4,200円 (2台を限度)
回収作業のための機材借上料	実費	50%	30,000円
回収廃棄物の重量割額(50kg以上の場合に限る。)	10kg当たり80円	定額	400円~16,000円 (50kg以上かつ2,000kgを限度)



集めたごみで軽トラックの荷台がいっぱい(本村町)



不法投棄をなくすため、横断幕と声かけ(掛田町)